

平成27年6月5日

松阪記者クラブ 様、同クラブ加入各社 様

資料提供 空き家利活用推進事業について

送信者：明和町人権生活環境課 世古口、菅野

電 話：0596-52-7117（人権生活環境課）

ファクス：0596-52-7133（庁舎2階）

1 提供事項：* 空き家利活用推進事業について

2 内 容： 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用し、明和町では、空き家利活用推進事業として、空き家等実態調査を実施します。

明和町内における空き家の実態を把握し、町行政施策の推進に活用できるようデータベースを作成します。

地域住民や所有者等の意向を十分に調査し、貸出、売買等趣旨に賛同が得られた空き家を利活用できるように整備していくことを目的としています。

3 問い合わせ先

明和町人権生活環境課 世古口、菅野
電話 0596-52-7117

平成27年度明和町空き家実態調査要領

1. 目的

適切に管理されていない空き家等が景観、衛生、保全等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことに鑑み、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家の利活用を促進するため、明和町全域における空き家等の現況を把握することを目的とする。

2. 定義

空き家とは、居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物をいう。

3. 調査期間

調査期間は、平成27年5月1日～平成28年3月31日とする。

4. 調査対象

明和町全域における次に掲げる建築物を調査対象とする。ただし、建築物を販売し又は賃貸する事業を行う者が、販売し又は賃貸するために所有し又は管理する空き家は対象外とする。

- (1) 平成23年度に実施した「空き家等実態調査」における調査結果において判明した空き家（254件）。
- (2) 各自治会への事前照会により寄せられた情報によって新たに判明した空き家。

5. 調査員

明和町内の空き家の実態を調査するため調査員を置く。調査員は次に掲げる職務を行う。

- (1) 空き家の調査に関すること。
- (2) その他町長が必要と認めること。

6. 実施手法

実態調査は、次の手順で実施する。

- (1) 自治会への事前照会
各自治会へ空き家情報の提供依頼を行い、改めて実態調査の対象空き家の正確な把握を行う。
- (2) 所有者、管理者等の把握
法務局が保有する情報等により所有者等の把握を行う。
- (3) 調査員による現地調査（地域住民への聞き取り調査も含む）
景観・衛生・保安上の観点から、現地調査、管理状況、老朽化等の調査を行う。
- (4) データベースの整備
調査内容（情報）を空き家台帳（一覧表・個別表・所在地位置図）として、整備する。
- (5) 所有者意向照会
当該所有者がその所有する空き家を今後どのように活用し、又は除却等しようとする意向なのかの照会を行い、今後の対策の資料とする。

7. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成27年度6月1日から施行する。

明和町空き家対策推進会議設置要綱

(設置及び目的)

第1条 この要綱は、町民の安全で安心な生活環境を確保するための空き家対策に関連する施策を推進するため、明和町空き家対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 空き家の実態把握等の調査検討
- (2) 総合的な空き家対策のあり方等についての調査検討

(組織)

第3条 推進会議は委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもってこれに充て、委員は、別表に掲げる。
- 3 委員長は、推進会議を代表し会議を総括する。

(会議)

第4条 推進会議は、委員長が必要に応じて召集し、その会議の議長となる。なお、協議事項の内容により必要とされる委員のみを招集することができる。

- 2 委員は、協議事項の内容により担当所管職員を同席させることができる。また、委員が都合により出席できない場合は、担当所管職員を代理で出席させることができる。
- 3 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、人権生活環境課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

別表

委員	防災企画課長、総務課長、税務課長、斎宮跡・文化観光課長、文化財保存活用監、人権生活環境課長、福祉保健課長、農水商工課長、まち整備課長、土地利用調整監、教育総務課長
----	---